

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当該翌日がと日)

鳥取県告示第九十一号

出

示

- ◇告 示 相互救済事業に係る平成元年度の経営状況（総務管財課）
薬事法による聴聞（衛生課）

III 次

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第一項の規定に基き、財團法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成元年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 駿 次

平成元年度財團法人都道府県会館災害共済事業経営状況

- 1 事業実績
(1) 火災共済

加入団体

47都道府県外

共済責任額 2,538,678,022,000円

共済基金分担金（解約返戻金差引後） 970,177,766円

被災件数 46件

被災棟数 41棟

災害共済金 100,112,009円

損害率 10.3%

- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

平成3年2月5日火曜日

岐県公取部

加入団体	支出合計	11府県外 39,340,970,000円
加入台数	次期繰越収支差額	1,387台 15,598,089円
共済責任額	(2) 正味財産増減計算の部	3,035,839円
共済基金分担金（解約返戻金差引後）	ア 増加	1,404,337,648円
事故件数	当期収支差額	5件 470,558円
災害共済金	減価償却積立預金増加額	災害共済金 損害率 3.0%
収支計算	共済備金積立預金増加額	40,850,000円
(1) 収支計算の部	附属設備増加額	410,422,000円
ア 収入	什器備品増加額	132,746,400円
事業収入	増加額合計	266,275円
繰入金収入	イ 減少	684,667,122円
雑収入	貸付金減少額	992,992,751円
返還金収入	減価償却額	42,050,000円
前期繰越収支差額	什器備品減少額	467,911,344円
収入合計	減少額合計	1,766,000円
イ 支出	ウ 当期正味財産増加額	1,755,457,392円
管理費	エ 前期繰越正味財産額	3,260,177,487円
事業費	オ 期末正味財産合計額	98,311,322円
配分金		158,087,651円
諸支出金		410,370,000円
固定資産取得支出		153,284,000円
積立預金支出		133,012,675円
予備費		451,272,000円
	岐県公取部第11章	（昭和三十四年法律第六十号）第七十一条の規定に據り、 回表第七十五条第一項の規定による処分に關する聽聞を実施するものと、次

のとおり告示する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一期日

平成三年二月十四日（木）午前十時三十分から

二場所

鳥取市東町一丁目一二〇鳥取県庁第十七会議室（議会棟一階）

聴聞を受ける者

米子市奥谷九三五一一

清水寿子

鳥取県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米川土地改良区が行う土地改良事業（境港市中海干拓地区維持管理）を平成三年二月一日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）今津地区農道整備）を平成三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）本宮地区農道整備）を平成三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の

平成3年2月5日 火曜日

鳥取県公報

規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成3年2月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成3年2月6日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てるこ
と。

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成3年2月6日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

財團法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業に係る鳥取中部地区の
換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地
改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同
法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次の

鳥取県告示第九十八号

鳥取市が行う土地改良事業に係る国安地区第二工区の換地計画の認可申
請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十
四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条
の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次の

とおり縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所
青谷町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百号

青谷町が行う土地改良事業に係る河原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成三年二月五日

鳥取県告示第九十九号

青谷町が行う土地改良事業に係る河原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成3年2月5日 火曜日

鳥取県公報

- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
平成3年2月6日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
青谷町役場
- 四　異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出すること。

- 鳥取県告示第一号
- 三朝町が行う土地改良事業に係る曹源寺地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二（第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とのとおり縦覧に供する。
- 平成3年2月5日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
平成3年2月6日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四　異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出すること。

- 鳥取県告示第二号
- 三朝町が行う土地改良事業に係る森地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二（第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とのとおり縦覧に供する。
- 平成3年2月5日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
平成3年2月6日から二十日間

三	縦覧に供する場所	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
四	異議の申出	三朝町役場
一	縦覧に供する書類	東伯町が行う土地改良事業に係る倉坂地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の一第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
二	縦覧に供する期間	平成三年二月五日
三	縦覧に供する場所	東伯町役場

四	異議の申出	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
一	縦覧に供する書類	鹿野町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業今市地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
二	縦覧に供する期間	平成三年二月五日
三	縦覧に供する場所	鹿野町役場
四	異議の申出	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五号

赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（国実・宮木）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し

平成三年二月六日から二十日間

- 一 縦覧に供する期間
- 二 縦覧に供する場所

平成三年二月六日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し

赤崎町役場

- 一 縦覧に供する期間
- 二 縦覧に供する場所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七号

赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（金屋）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し

- 一 縦覧に供する期間
- 二 縦覧に供する場所

平成三年二月六日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し

赤崎町役場

- 一 縦覧に供する期間
- 二 縦覧に供する場所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八号

赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（金屋）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第二五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成三年二月五日

次

赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（金屋）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第二五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
平成三年二月六日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
赤崎町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十号

赤崎町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大熊）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
平成三年二月六日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
赤崎町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十一号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）倭文地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
平成三年二月六日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十二号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）上萩山地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

日南町役場

鳥取県告示第百十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があ

鳥取県告示第百十三号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）豊栄地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

つたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（一等重力及び水準重力測量）
- 二 作業地域 鳥取市、倉吉市及び境港市
- 三 終了年月日 平成二年八月三十一日

鳥取県告示第一百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
北條町役場

鳥取県告示第一百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定より、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

平成三年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

- | | | |
|--------------------------|--------------|-------|
| 1 収用の部分 東伯郡北條町大字江北字寺中廻地内 | 二 事業の種類 | 三 起業地 |
| 北條町 | 天神いこいの広場建設事業 | |

一日時 平成3年2月8日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成3年2月5日

鳥取県公安委員会委員長 廣吉 韶藏

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	プラボーヴィーナス ボイジャーニ号	株式会社平和
サバンナ		

アレンジボール遊技機	ステイヤー
アレンジャーX	ジュピターニューギン
チエツカーネ	株式会社大一商会
太陽電子株式会社	株式会社ニユーキン